

業務改善の実施状況報告

組織名	大臣官房食料安全保障課	連絡先	03-6744-2395
所管する業務の概要	穀物の需給状況等の把握・予測業務に関すること、不測時を含めた食料安全保障に関すること、食料自給率の目標の設定・達成に向けた取組に関すること。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>○大学、消費者・生産者団体等が開催するセミナー等において、食料自給率や食料安全保障について積極的に説明を行い、広く国民に対して理解促進に努めている。</p> <p>○国民からの問い合わせに対して、親切、丁寧な説明に努めている。</p>	<p>○今後とも、様々な機会を捉えて、食料自給率や食料安全保障について積極的に説明を行っていく。</p>

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>○本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の策定に際し、有識者等による公開の議論や広く国民から募集した意見を踏まえた検討を行うとともに、全国各地で公開討論会を行い、食料自給率の考え方・目標等に関する国民的な議論を実施した。</p>	<p>○食料自給率についての理解を深め、その向上の意義を国民に理解してもらおう。このため、HP上の「食料自給率の部屋」で引き続き情報提供を行うほか、パンフレット（いちばん身近な食べ物の話）の配布等を行う。</p> <p>○国産食料品にポイント付与する取組について、ビジネスモデルたりうるかを実証し、こうした取組を幅広い事業者に普及することで多くの国民一人一人の行動喚起に結びつけ、国産農産物の消費拡大を図り、食料自給率向上に貢献する。</p>

○食料自給率向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」と品目別の消費拡大施策等との連携を強化し、国産農産物の消費拡大を統一的に推進している。

○食品産業事業者等における事業継続計画の策定を推進するため、地方農政局等地方組織を通じて説明会を実施。説明会で出された意見等を本年度の説明会資料に反映させた。また、当該資料のホームページへの掲載等により情報提供を実施している。

○家庭における食料品備蓄について、地方組織を通じて消費者団体等に情報提供し、その普及を推進している。

○国際的な食料需給に関する情報の提供に際し、最新情報のタイムリーな提供に努めるとともに、国民の関心が高いと思われる事項を特集するなど、積極的な発信を実施している。

○近年、グローバル化の進展、食料品の生産流通の複雑化等に対応して、フードチェーン（生産から流通、消費まで）の各段階において食料の安定供給を不安とする様々なリスクが生じるおそれが出てきている。これらに適切に対応できるよう、新たな観点から総合的な食料安全保障の検討を進めている。

○品目別の消費拡大施策との連携や、フード・アクション・ニッポンの平成22年度重点テーマである「米粉の消費拡大」、「食と農の結びつきの強化」、「関連産業（観光、健康、環境）との連携」での活動を通して、より一層幅広い国民各層の参画を得て運動を盛り上げていく。

○今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行のピークが過ぎたことから、国民の関心が薄れることが考えられるが、今後も発生が危惧される強毒性の新型インフルエンザに備え、引き続き事業継続計画策定を推進する。

○強毒性の新型インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザに関する情報提供の場だけでなく、防災関連の催事等も活用しつつ引き続き普及を推進する。

○タイムリーな情報提供のための情報収集・分析にあたって、省内外の関係者と日頃から連絡を密にするとともに、情報共有の円滑化に努める。

○「食」に関する将来ビジョンの検討において、総合的な食料安全保障の検討を進め、12月末までにとりまとめる。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
○国内外での異常気象や自然災害等、我が国の食料安定供給に支障が生じる恐れが発生した場合、情報収集、分析、対策まで関係者で連携して対応できるようにしている。	○今後も、関係者で緊密な連携をとりつつ、対応する。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策